

公告

令和8年度島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和8年3月23日

島根県知事 丸山 達也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和8年度島根県障害者ピアサポート研修事業委託業務

(2) 業務内容

令和8年度島根県障害者ピアサポート研修事業の実施に係る業務

(3) 仕様等

令和8年度島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額

3,401千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※この上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、以下に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(5) 島根県税等について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。

ア 島根県内に本支店、営業所又は事務所がある場合

① 島根県税の未納の徴収金がないこと。

② 所管税務署が発行する未納の徴収金がないこと。

イ 島根県内に本支店、営業所又は事務所がない場合

① 所得税の未納の徴収金がないこと。

(6) 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。

- (7) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技に係る書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

3 提案書等の提出

(1) 関係書類の配布

提案競技要項、提案競技に係る仕様書及び提案書作成要領については、令和8年3月23日（月）から島根県健康福祉部障がい福祉課及びホームページにて配布及び掲載する。

(2) 提出書類及び部数

- ア 提案競技参加申込書（様式1） 1部
- イ 会社概要書又は経歴書 1部
- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書の写し 1部
- エ 納税証明書の写し 1部
- ① 島根県内に本支店、営業所又は事務所がある場合
- ・島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書
 - ・所管税務署が発行する未納の徴収金がない旨の証明書
- ② 島根県内に本支店、営業所又は事務所がない場合
- ・所管税務署が発行する未納の徴収金がない旨の証明書
- オ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部
- カ 担当者届（様式2） 1部
- キ 提案書（様式3） 5部
- ク 経費見積書（任意様式） 1部

(3) 提案書等の内容

提案書作成要領及び提案競技に係る仕様書による。

(4) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。なお、郵送の場合は書留とすること。

イ 提出期限

① 3(2)アからカの書類

令和8年4月13日（月）午後5時までに提出すること。

② 3(2)キからクの書類

令和8年4月24日（金）午後5時までに提出すること。

ウ 提出先

10に同じ。

4 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は期限までに質問書（様式4）を作成しFAX又は電子メールにより提出すること。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

(2) 送付先

10に同じ

- (3) 提出期限は、令和8年4月3日（金）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和8年4月10日（金）までに、本県公式ウェブサイトの障がい福祉課ホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称は公開しない。）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

5 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和8年4月17日（金）までに通知する。

6 選定方法

- (1) 別に設置する「島根県障害者ピアサポート研修事業委託業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、あらかじめ定めた審査基準により厳正な審査を行い、業務委託予定者を選定する。
- (2) 評価及び得点の付与方法は、別途定める審査要綱に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (3) 評価点の最も高い者を業務委託予定者とする。総合評価点が高い者が2人以上あるとき、見積額が安価な者を業務委託予定者とする。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーションを行い、委託事業者を選定する。
- (5) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時等は提案競技参加者に別途通知する（令和8年5月上旬～中旬に島根県庁での開催を予定）。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査委員会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

7 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 契約

(1) 契約方法

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議のうえ定める。

9 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。

10 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部障がい福祉課 相談支援係

電話 0852-22-6009 F A X 0852-22-6687

電子メール syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp